

告 示

埼玉県告示第九百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

毛呂山町大字小田谷の一部、鳩山町大字大豆戸及び小用の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課及び毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

令和七年十二月二日から令和七年十二月十六日まで